

昭和二十九年法律第百十三号

交通事件即決裁判手続法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、交通に関する刑事事件の迅速適正な処理を図るため、その即決裁判に関する手続を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「交通に関する刑事事件」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八章の罪にあたる事件をいう。

(即決裁判)

第三条 簡易裁判所は、交通に関する刑事事件について、検察官の請求により、公判前即決裁判で、五十万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行を猶予し、没収を科し、その他付隨の処分をすることができる。

第四条 即決裁判は、即決裁判手続によることについて、被告人に異議があるときは、することができない。(即決裁判の請求)

第五条 檢察官は、即決裁判の請求に際し、被疑者に同時に、書面でしなければならない。

第六条 檢察官は、即決裁判の請求があると認めた上、即決裁判手続によることについて異議がないかどうかを確かめなければならない。

(書類等の差出)

第七条 檢察官は、即決裁判の請求と同時に、即決裁判をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならぬ(通常の審判)。

第八条 裁判所は、即決裁判の請求があつた場合において、その事件が即決裁判をすることができないものであり、又はこれをすることが相当ない審判するときは、直ちに、検察官にその旨を通知しなければならない。

第九条 裁判所は、前項の規定により通常の規定に従い、審判しなければならない。

第十条 裁判所は、前項の規定に従い、審判するときは、直ちに、検察官にその旨を記録に明らかにしておかなければならぬ。

とする。但し、同法第二百七十二条第二項に定める期間は、前項の通知のあつた日から二箇月とする。

(審判)

第七条 即決裁判の請求があつたときは、裁判所は、前条第一項の場合を除き、即日期日を開いて審判するものとする。

(開廷)

第八条 即決裁判期日における取調及び裁判の宣告は、公開の法廷で行う。

第九条 法廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席して開く。

第十条 檢察官は、法廷に出席することができる。

第十四条 被告人が法人であるときは、代理人を出頭させることができる。

第十五条 被告人は、期日に出頭することができる。

第十六条 被告人が期日に出頭しないときは、開廷することができない。

第十七条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第十八条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第十九条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十一条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十二条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十三条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十四条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十五条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十六条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十七条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十八条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十九条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十一条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十二条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十三条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十四条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十五条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十六条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十七条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十八条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第三十九条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第四十条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第四十一条 被告人が期日に出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

(正式裁判の請求)

第十三条 即決裁判の宣告があつたときは、被告人又は検察官は、その宣告があつた日から十四日以内に、正式裁判の請求は、即決裁判をした裁判所に書面でしなければならない。

第十四条 正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、その旨を検察官又は被告人に通知しなければならない。

第十五条 正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、その旨を検察官又は被告人に通知しなければならない。

第十六条 旧法又はこれに基づく命令に違反する罪にあつた事件の即決裁判に関する手続については、なお従前の例による。

第十七条 旧法又はこれに基づく命令に違反する罪にあつた事件の即決裁判に関する手続については、おいて政令で定める日から施行する。

第十八条 附則(昭和五八年五月一六日法律第三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二 旧法又はこれに基づく命令に違反する罪にあつた事件の即決裁判に関する手続については、なお従前の例による。

第三 附則(昭和五八年五月一六日法律第三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和三五年六月二五日法律第一〇五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(以下「新法」という。)は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二 附則(昭和五八年五月一六日法律第三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。) 第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一条中少年鑑別所法第百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三から五まで 略

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次に三条を加える改正規定、同法第四百三十条の二の次に二条を加える改正規定、同法第四百六十九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十三条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四百九十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第四百九十四条の次に十三条を加える改正規定並びに第三条(第七十二条第一号を削る改正規定を除く。)の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十一条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定(「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る)、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第一百七十二条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第百二十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。